

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	18,444,798
(前年からの繰越額)	6,599,734
(本年の収入額)	11,845,064
支 出 総 額	14,578,931
翌年への繰越額	3,865,867

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	4,845,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	7,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	11,845,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	11,845,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	64	
	合 計	64	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	1. 個人		
				住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	田名部匡代	100,000	R4/2/2	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
2	田名部匡代	100,000	R4/3/17	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
3	田名部匡代	200,000	R4/4/11	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
4	田名部匡代	200,000	R4/4/18	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
5	田名部匡代	400,000	R4/6/17	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
6	田名部匡代	200,000	R4/7/12	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
7	田名部匡代	100,000	R4/10/3	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
8	田名部匡代	100,000	R4/11/8	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
9	田名部匡代	100,000	R4/11/28	八戸市南類家3-10-1	参議院議員	
10	(小計)	1,500,000				
11	工藤聖也	500,000	R4/6/30	三戸郡階上町角柄折字外越1-30	会社役員	
12	田名部康弘	200,000	R4/6/20	八戸市石堂2-16-3	会社役員	
13	加藤茂樹	20,000	R4/1/13	三重県津市栗真町屋町1699-1	会社役員	
14	加藤茂樹	20,000	R4/4/18	三重県津市栗真町屋町1699-1	会社役員	
15	加藤茂樹	20,000	R4/6/1	三重県津市栗真町屋町1699-1	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	2,260,000				

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16	加藤茂樹	15,000	R4/7/12	三重県津市栗真町屋町1699-1	会社役員		
17	加藤茂樹	20,000	R4/11/22	三重県津市栗真町屋町1699-1	会社役員		
18	(小計)	95,000					
19	西川弥生	200,000	R4/11/30	八戸市青葉3-22-6	会社役員		
20	武藤公明	100,000	R4/6/22	熊本県菊池郡菊陽町原水840-30	団体役員		
21	谷地源次郎	1,000,000	R4/6/9	八戸市小中野8丁目1-29	会社役員		
22	吉田誠夫	100,000	R4/1/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
23	吉田誠夫	100,000	R4/2/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
24	吉田誠夫	100,000	R4/3/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
25	吉田誠夫	100,000	R4/4/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
26	吉田誠夫	100,000	R4/5/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
27	吉田誠夫	100,000	R4/6/27	八戸市稲荷町15	会社役員		
28	吉田誠夫	100,000	R4/7/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
29	吉田誠夫	100,000	R4/8/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
30	吉田誠夫	100,000	R4/9/26	八戸市稲荷町15	会社役員		
	この頁の小計	2,235,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
31	吉田誠夫	100,000	R4/10/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
32	吉田誠夫	100,000	R4/11/25	八戸市稲荷町15	会社役員		
33	吉田誠夫	100,000	R4/12/26	八戸市稲荷町15	会社役員		
34	(小計)	1,200,000					
	この頁の小計	300,000					
	その他の寄附	50,000					
	合 計	4,845,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	国民改革協議会	5,000,000	R4/2/25	東京都千代田区平河町2-14-1	直嶋正行		
2	青森県改革協議会	2,000,000	R4/4/6	青森市安方2-5-10	田名部定男		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	7,000,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	7,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	258,256		
(4) 事 務 所 費	541,321		
小 計	799,577	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	173,370		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	5,984		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	13,600,000		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	13,779,354	0	
合 計	14,578,931		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	パネル作成	19,800	R4/3/1	ACCEA	東京都港区赤坂3-4-3	
2	コピー代	23,192	R4/3/22	リコージャパン(株)	東京都港区3-8-2	
3	パネル作成	15,510	R4/6/12	ACCEA	東京都港区赤坂3-4-3	
4	飲料品	13,984	R4/10/19	JAアオレン	青森県弘前市大字外瀬2-2-1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	72,486				
	その他の支出	185,770				
	合 計	258,256				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	新聞購読料	26,342	R4/2/9	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
2	新聞購読料	26,342	R4/4/12	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
3	新聞購読料	26,342	R4/6/16	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
4	はがき代	12,600	R4/7/21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	新聞購読料	26,342	R4/8/24	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
6	監査料	110,000	R4/9/7	税理士法人つばさ会計	八戸市沼館1-3-36	
7	新聞購読料	26,342	R4/10/12	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
8	新聞購読料	26,342	R4/12/12	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	振込
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	280,652				
	その他の支出	260,669				
	合 計	541,321				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費 (4, 5月)	15, 000	R4/6/15	新政権研究会	東京都品川区東大井5-7-9	
2	会費 (6, 7月)	15, 000	R4/6/15	新政権研究会	東京都品川区東大井5-7-9	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	30, 000				
	その他の支出	69, 440				
	合 計	99, 440				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	タクシー代	11,280	R4/6/14	浅沼タクシー	東京都江戸川区篠崎町2-2-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	11,280				
	その他の支出	62,650				
	合計	73,930				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	5,984				
	合計	5,984				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付金 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附	5,000,000	R4/1/31	立憲民主党青森県参議院選挙区第1総支部	八戸市岩泉町4-7	
2	寄附	5,000,000	R4/3/28	立憲民主党青森県参議院選挙区第1総支部	八戸市岩泉町4-7	
3	寄附	2,000,000	R4/5/10	田名部匡代後援会	八戸市岩泉町4-7	
4	寄附	1,000,000	R4/8/22	田名部匡代後援会	八戸市岩泉町4-7	
5	寄附	600,000	R4/12/26	立憲民主党青森県総支部連合会	青森市安方2-5-10	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	13,600,000				
	その他の支出	0				
	合 計	13,600,000				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 24日

政治団体の名称 東日本匡愛会

会計責任者の氏名 田名部 政志



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年5月24日

東日本国愛会

代表 田名部 匡代 殿

登録政治資金監査人 佐々木 修

登録番号 第2202号

研修修了年月日 平成21年12月17日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、東日本国愛会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、東日本国愛会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

東日本国愛会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、東日本国愛会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以 上